

## 緊急災害時の生徒引き渡しについて

保護者の方にお子さんを引き渡すことが必要になった場合、学校の対応を次のとおりとしますので、ご協力をお願いいたします。

### 1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・土石流など）が発生し、大きな被害がでた場合
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出た場合
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがある場合
- その他、弾道ミサイル発射など緊急時に中学校が必要と認める場合

### 2 保護者引き渡しについての連絡手段

- (1) 通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき  
→中学校より、メールもしくは電話により保護者に、引き渡しを依頼する。
- (2) すべての連絡手段が途絶し、連絡できないとき  
→学校に生徒を待機させ、保護者の来校を待つ。  
「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校してもらう。なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて学校の玄関などに避難状況や引き渡し場所などを掲示するなどの対応に努める。

### 3 引き渡し場所

- (1) 大規模な自然災害（地震・土石流など）が発生し、大きな被害が出た場合  
原則、中学校を引き渡し場所とする。
- (2) 不審者による実被害が出た場合、近隣地域で凶悪事件等が発生した場合、その他の場合。  
原則、中学校を引き渡し場所とする。生徒の心理的動揺等により学校での引き渡しが生徒にとって望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡する。

### 4 引き渡しの手順

- (1) 学校よりメール  
「〇〇が発生したため、下校時の安全を確保することができません。  
〇〇時〇〇分（メール送信の1時間後が目安）より、生徒の保護者引き渡しを行います。  
生徒名を大きく書いた紙をフロントガラスに貼って、来て下さい。  
なお、車の乗り入れは東側→西側の一方通行とさせていただきます。」
- (2) 生徒移動  
教室で担任による帰りの会を実施。時間は15分間。引き渡しを行うことについても説明を行う。トイレを済ませて人員点呼を行った後、帰る準備をして集合場所へ移動、整列。集合場所は晴天時は生徒玄関前アスファルトおよびグラウンドで左右から引き渡しを行う。1番人数の多い学年がグラウンド。2番、3番の人数の学年が玄関前で待機する。荒天時は職員室前玄関ホール。
- (3) 引き渡し  
①信号付近に待機している教員が、フロントガラスの紙を見て学校に連絡。

- ②連絡を受けた教員は、引き渡し対象生徒の名前を呼び校門へ移動させる。  
 その際に担任は名簿と照らし合わせて、帰宅する生徒と残る生徒のチェックを行う。  
 ③引き渡し時間を過ぎた場合は、校舎内で待機とし、再度、保護者に連絡をする。  
 ④生徒には勝手に引き渡し場所へ行かないこと、担任のチェックを受けてから帰宅することを徹底する

## 5 その他

- (1) 引き渡すのは保護者を原則とする。  
 (2) 引き渡しの基準については以下の通りとする。

### 【引き渡し基準】

地震	○震度4以下 ・原則、下校前に教職員で通学路の安全を確認し、通常下校させる。 ・交通機関の混乱などにより、保護者が帰宅困難になることが予想される場合や保護者から届け出があった生徒は、学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
	○震度5弱以上 ・原則、保護者への引き渡しとする。 ・保護者が引き取りに来るまで、学校（一次・二次避難所）に待機させる。
災害	○河川氾濫や土砂災害など ・下校の安全確保が困難な場合は、中学校の判断により生徒を中学校に待機させ、原則、保護者引き渡しとする。
不審者侵入	○生徒に被害がなく、不審者が確保された場合 ・メールで保護者に知らせ、一斉下校とする。（警察等の事後処理のため） ○実被害が発生した場合 ・原則、保護者への引き渡しとする。 ・保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。 ・危険の状況によって、待機場所を体育館とし、出入りできる場所を限定する。
近隣地域で凶悪事件等が発生	○犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがある場合。 ・原則、保護者への引き渡しとする。 ・保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。 ・危険の状況によって、待機場所を体育館とし、出入りできる場所を限定する。
弾道ミサイル	○Jアラート発報 ・安全が確認できた場合は、原則、通常下校とする。
	○E E Zへの着弾（日本上空通過後を含む） ・安全が確認できた場合は、原則、通常下校とする。
	○領海内および領土への着弾 ・岡山県内に着弾した場合は、原則、保護者への引き渡しとする。 ・岡山県外に着弾した場合は、原則、一斉下校とする。